

Q & A

Q 1 住民税が非課税でないと対象にならないのですか。

A 1 県民税と市民税の所得割額が0円の場合は対象となります。よって住民税額が5,500円（県民税の均等割額が1,500円、市民税の均等割額が3,000円、森林環境税が1,000円）の場合は対象となります。

Q 2 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか。

A 2 課税証明書による所得確認ができないため、対象外となります。

Q 3 申請者が外国籍の場合は対象になりますか。

A 3 日本国内に住所を有していれば対象となります。

Q 4 祖父母も一緒に暮らしていますが、祖父母に収入がある場合はどうなりますか。

A 4 「親権者」がいる場合は「親権者」の収入で判断しますので、その場合には祖父母の収入は含みません。

Q 5 認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（就学支援金または学び直し支援金）の申請と重複する書類等は省略できますか。

A 5 認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（高等学校就学支援金または学び直し支援金）の届出書等に添付しているものとは別に提出が必要です。生活保護受給証明書については原本、課税証明書等についてはコピーでも可能です。

Q 6 給付金支給後に退学した場合は、返還を求められますか。

A 6 申請後に退学した場合は返還を求めません。（支給は基準日で判断します。）

Q 7 申請書提出後に申請内容（氏名・住所・口座情報等）が変わった場合はどうしたらよいですか。

A 7 学校に連絡して「申請事項変更届」を提出してください。